⑶　⑵②㋐、㋑の評価基準の詳細は入札説明書による。
⑷　⑵②㋐「補強土壁の品質確保に係わる具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。
⑸　⑵②㋑で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。
４　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。
⑹　第１号４⑹に同じ。
①～②　第１号４⑹①～②に同じ。
③　郵送等による入札の受領期限は、平成29年12月６日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。開札は、平成29年12月11日10時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除く。）を予定する。
５　その他
⑴～⑹　第１号５⑴～⑹に同じ。
⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案［ＶＥ提案］により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書［ＶＥ提案］を提出すること。ただし、技術提案［ＶＥ提案］が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。
また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。
⑻～⒀　第１号５⑺～⑿に同じ。
⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒂～⒅　第１号５⒀～⒃に同じ。
６　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the H29・30 National highway No. 50 Shimodate bypass Tamado overpass provisional road.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年９月８日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　池田　豊人
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　付替県道11号橋工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　福井県今立郡池田町千代谷地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝210m　ＰＣ３径間連続ラーメン箱桁橋　Ｌ＝210m（最大支間長　Ｌ＝97.0m）　１橋、鉄筋コンクリート橋脚（Ｈ＝49.5m、Ｈ＝39.5m）　２基、大口径深礎杭（φ8.0m　Ｌ＝21.0m）　２本、法面工　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成33年９月30日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約5,820㎥、鉄筋　約1,420ｔ、ＰＣ鋼材　約74ｔ
⑺　本工事は、現場に適した技術力を評価し品質を向上させるという観点から、現場に適した技術提案を求めて評価を行う「現場条件重視自由提案型」総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑿　総価契約単価合意方式の適用
１）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
２）本方式の実施方式としては、
イ）単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。下記ロ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ）包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。
ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、上記１）の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
３）受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
４）その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
⒀　本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を、通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⒁　本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の週休２日化を促進する試行工事（発注者指定型）である。
２　競争参加資格
本工事は、橋梁下部工事（基礎工を含む。）（以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部工事を、同一工事にて施工する工事である。
⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年９月８日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「付替県道11号橋工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。
(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(b)　単体有資格業者にあっては、近畿地方整備局における「一般土木工事」かつ「プレストレスト・コンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(c)　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、下記㋐及び㋑の条件を満たす者とする。
㋐　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を